

福生市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

保険年金課

改正案	現行	備考
<p>○福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日 条例第28号</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産したときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第7条から第15条まで 省略</p>	<p>○福生市国民健康保険条例 昭和54年12月25日 条例第28号</p> <p>第1条から第5条まで 省略</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産したときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第7条から第15条まで 省略</p>	<p>支給額の変更</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 専決処分の理由

令和5年度地方税法施行令の改正等に伴い、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じるが、改正地方税法施行令の公布時期が不透明であり、市議会定例会（令和5年第1回）への議案提案ができない場合、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したい。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更で、後期高齢者支援金分を20万円から22万円とする。また、5割軽減の1人当りに係る額を28万5千円から29万円に、2割軽減の1人当りに係る額を52万円から53万5千円に変更することに伴い、国民健康保険税条例第2条第3項、第14条第1項、同第2号及び第3号の文言を改める。
- (2) 第15条の2第2項について、特例対象被保険者等に係る申告にあたり、提示すべき書類の整理を行う。
- (3) 附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで及び第12項から第13項までについて、引用規定の整理を行う。

3 賦課限度額の変更による対象世帯数の比較

区 分	限度額到達世帯数		
	変更後	変更前	差引
医療分	90	90	0
後期高齢者支援金分	178	213	△35
介護分	93	93	0
合 計	361	396	△35

4 賦課限度額の変更による影響額（調定額：令和4年度当初課税比較）

区 分	限度額超過額(千円)			調定額
	変更後	変更前	差引	
医療分	40,104	40,104	0	0
後期高齢者支援金分	24,863	28,408	△3,545	+3,545
介護分	7,767	7,767	0	0
合 計	72,734	76,279	△3,545	+3,545

5 保険税軽減の拡充による対象世帯数の比較

区 分	世帯数		
	変更後	変更前	差引
7割軽減	3,577	3,577	0
5割軽減	1,259	1,236	+23
2割軽減	1,060	1,003	+57
合 計	5,896	5,816	+80

6 保険税軽減拡充による影響額（調定額：令和4年度当初課税比較）

区 分	軽減税額(千円：医療・支援・介護合算)			調定額
	変更後	変更前	差引	
7割軽減	12,012	12,012	0	0
5割軽減	40,193	39,805	+388	△388
2割軽減	13,461	12,772	+689	△689
合 計	65,666	64,589	+1,077	△1,077

7 改正対象

- (1) 福生市国民健康保険税条例 第2条、第14条
国民健康保険税の限度額、軽減に係る所得金額の改正
- (2) 福生市国民健康保険税条例 第15条の2第2項
特例対象被保険者等に係る申告に係る規定の整理
- (3) 福生市国民健康保険税条例 附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで及び第12項から第13項
引用規定の整理

8 施行日

令和5年4月1日

福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号	○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日 条例第29号	
第1条 省略 (課税額)	第1条 省略 (課税額)	
第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主 を除く。）及びその世帯に属する国民健 康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が22万円を 超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は22万円とする。	第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主 を除く。）及びその世帯に属する国民健 康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が20万円を 超える場合においては、後期高齢者支 援金等課税額は20万円とする。	課税限度額 の変更
4 省略 第3条から第13条の8まで 省略 (国民健康保険税の減額)	4 省略 第3条から第13条の8まで 省略 (国民健康保険税の減額)	
第14条 次の各号のいずれかに掲げる国 民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額 を減額して得た額（当該減額して得た額 が65万円を超える場合には、65万円）、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等 課税額からイに掲げる額を減額して得 た額（当該減額して得た額が22万円を 超える場合には、22万円）並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額からウに掲 げる額を減額して得た額（当該減額して 得た額が17万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円（納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額）に被保 険者及び特定同一世帯所属者（国民健康	第14条 次の各号のいずれかに掲げる国 民健康保険税の納税義務者に対して課 する国民健康保険税の額は、第2条第2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額 を減額して得た額（当該減額して得た額 が65万円を超える場合には、65万円）、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等 課税額からイに掲げる額を減額して得 た額（当該減額して得た額が20万円を 超える場合には、20万円）並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額からウに掲 げる額を減額して得た額（当該減額して 得た額が17万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合算 額が、43万円（納税義務者並びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険 者及び特定同一世帯所属者のうち給 与所得者等の数が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所得者等 の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額）に被保 険者及び特定同一世帯所属者（国民健康	// //

改正案	現行	備考
<p>保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>被保険者に乗ずる金額の変更</p> <p>”</p>
<p>第14条の2から第15条まで 省略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>第14条の2から第15条まで 省略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第15条の2 省略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>規定の整理</p>
<p>第16条から第19条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定す</p>	<p>第16条から第19条まで 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>(公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額賦課の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定す</p>	

改正案	現行	備考
<p>る公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第14条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>る公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第14条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>引用規定の整理</p>
<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>〃</p>
<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35</p>	<p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35</p>	<p>〃</p>

改正案	現行	備考
<p>条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	
<p>5 省略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>5 省略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>引用規定の整理</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用につ</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用につ</p>	<p>//</p>

改正案	現行	備考
<p>いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ</p>	<p>いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ</p>	<p></p> <p>引用規定の整理</p> <p>〃</p>

改正案	現行	備考
<p>るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	
<p>10から11まで 省略</p>	<p>10から11まで 省略</p>	
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>引用規定の整理</p>
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用</p>	

改正案	現行	備考
<p>配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 省略</p>	<p>配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第14条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 省略</p>	<p>引用規定の整理</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

福生市傷病手当金の支給に関する規則の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
<p>○福生市傷病手当金の支給に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 規則第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福生市国民健康保険条例(昭和54年条例第28号)附則第4項に規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給申請)</p> <p>第2条 傷病手当金の支給を受けようとする者は、傷病手当金支給申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは傷病手当金支給決定通知書(別記様式第2号)により、不適当と認めるときは傷病手当金不支給決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(適用期限)</p> <p>第4条 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第15号)附則第2項の規則で定める日は、令和5年5月7日とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>○福生市傷病手当金の支給に関する規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年5月1日 規則第20号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、福生市国民健康保険条例(昭和54年条例第28号)附則第4項に規定する傷病手当金(以下「傷病手当金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給申請)</p> <p>第2条 傷病手当金の支給を受けようとする者は、傷病手当金支給申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第3条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは傷病手当金支給決定通知書(別記様式第2号)により、不適当と認めるときは傷病手当金不支給決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>傷病手当金の支給適用期限に関する規定の追加</p> <p>条の繰下げ</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。